

審 査 要 領

次世代型オープンイノベーションのモデル形成事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第 1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第 2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去 5 年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の 1 号から 6 号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7 号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第 3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

審 査 基 準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、面接選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、Ⅳに示す評価項目ごとに、Ⅴに示す採点基準に基づき点数化する。各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

審査委員会は、提出された企画提案書について、本審査基準のⅡに示す評価方法に基づき、必要に応じて書類審査と、面接審査を行う。

審査委員会は、書類審査を実施する場合は、提出書類を基に、原則として審査基準「Ⅳ評価項目 1. 事業内容に関する評価」に関する評価項目を参照し、「Ⅴ評価基準 1 書類審査」に示す評価基準で評価し、得点の高い者から順番に面接審査対象者を決定する。

面接審査対象者に対して面接審査を実施し、審査結果を踏まえ、合議による審議を経て、原則として審査基準「Ⅳ評価項目 1. 事業内容に関する評価」および「2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の合計得点の高い者から順番に採択するものとする。なお、52点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価

- ① 【スタートアップ成長】グローバルで勝てるスタートアップに育成できるか。
- ② 【人材・体制】プロジェクトリーダーが事業推進に必要な資質や熱意を備えているか。代表機関が事業推進に適切な体制を構築できるか。
- ③ 【大学改革】大学の機能強化に資する野心的な取組か、全学的な大学改革の取組になるか。
- ④ 【横展開】他のスタートアップへの支援や、他大学への展開が期待できるモデルであるか。

2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共

同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 書類審査

書類審査については以下の5段階評価にて採点を行う。

評価基準	評価	点数換算
A	大変優れている	10点
B	優れている	8点
C	普通	6点
D	やや劣っている	4点
E	劣っている	2点

評価項目	係数	評価基準				
		A	B	C	D	E
総合評価	1.0	10	8	6	4	2

2. 面接審査

面接審査については以下の5段階評価にて採点を行う。また、評価項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数を掛けて評点に重み付けをする。

評価基準	評価	点数換算
A	大変優れている	10点
B	優れている	8点
C	普通	6点
D	やや劣っている	4点
E	劣っている	2点

評価項目	係数	評価基準				
		A	B	C	D	E
スタートアップ 成長	2.0	20	16	12	8	4
人材・体制	2.0	20	16	12	8	4
大学改革	2.0	20	16	12	8	4
横展開	1.0	10	8	6	4	2

2. 評価項目の「2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点
- ・認定段階3＝3点
- ・プラチナえるぼし認定＝4点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点

○くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

○ユースエール認定（若者雇用促進法）

- ・ユースエール認定＝2点

○上記以外＝0点